

第12次愛媛県交通安全計画(案)の概要

計画の位置付け

【計画の役割】

本計画は、交通安全対策基本法に基づき、国の交通安全基本計画を踏まえて策定するものであり、本県の交通安全対策の基本方針を定めるとともに、市町が策定する交通安全計画の指針となるものです。

【計画期間】

令和8年度～令和12年度（5年間）
（2026年度～2030年度）

【計画の構成】

第1章：道路交通の安全
第2章：鉄道交通の安全
第3章：踏切道における交通の安全

基本理念

【交通事故のない愛媛を目指して】

人命尊重の理念の下、行政、関係機関・団体及び県民が一体となり、交通事故の被害者にも加害者にもならない社会の実現を目指します。

【人優先の交通安全思想】

歩行者や自転車利用者、高齢者、障がい者、子どもなど交通弱者の安全確保を最優先とし、「人優先」の交通安全思想に基づく施策を推進します。

【少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築】

少子高齢化や人口減少が進展する中においても、誰もが安全・安心に移動できる交通社会の実現を目指します。

各章の概要

【第1章】 道路交通の安全

1 現状と今後の道路交通安全対策を考える視点

交通事故による死傷者数は長期的に減少しているものの、本県では人口10万人当たりの

交通事故死者数が全国と比較して高い状況にあります。特に、高齢者が交通事故死者の約7割を占めるほか、歩行中及び自転車乗車中の死者の割合が高いことから、高齢者、こども、歩行者及び自転車利用者の安全確保に重点的に取り組めます。また、外国人の増加や小型モビリティの普及など社会環境の変化への対応とともに、データや先進技術を活用した交通安全対策を推進します。

2 目標

交通事故死者数 33人以下

交通事故重傷者数 400人以下

3 講じようとする施策

(1) 道路交通環境の整備

歩行者・自転車利用者にとって安全な道路環境を整備し、交通事故の防止に取り組めます。

(2) 交通安全思想の普及徹底

幼児から高齢者までライフステージに応じた、段階的かつ体系的な交通安全教育を実施します。

(3) 安全運転の確保

高齢運転者対策や飲酒運転防止対策などを推進します。

(4) 車両の安全性の確保

自動ブレーキなどの先進安全技術搭載車の普及と正しい理解の促進を図ります。

(5) 道路交通秩序の維持

交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進します。

(6) 救助・救急活動の充実

交通事故に即応できる救助・救急体制及び救急医療体制の整備を推進します。

(7) 被害者支援の充実と推進

交通事故の被害者およびその遺族の心情に配慮した支援を推進します。

(8) 研究開発及び調査研究の充実

交通事故の原因分析とデータ活用を進め、より効果的な交通安全対策の実現を図ります。

【第2章】鉄道交通の安全

1 現状と今後の鉄道交通安全対策を考える視点

鉄道事故は低い水準で推移しているものの、一度発生すると多数の死傷者を伴う重大事故につながるおそれがあります。このため、ホームにおける接触・転落事故の防止や利用者の安全確保を推進するとともに、自然災害への対応や施設の適切な維持管理を図り、鉄道事業

者及び関係機関と連携して鉄道交通の安全確保に取り組みます。

2 目標

鉄道運転事故死者数の半減

3 講じようとする施策

(1) 鉄道交通環境の整備

鉄道施設の維持管理や防災・減災対策を推進し、鉄道交通の安全確保を図ります。

(2) 鉄道交通の安全に関する知識の普及

利用者の安全意識の向上を図るため、事故防止に向けた広報啓発を推進します。

(3) 鉄道の安全な運行の確保

鉄道事業者による安全管理体制の充実と適切な運行管理を推進します。

(4) 鉄道車両の安全性の確保

鉄道車両の適切な保守管理や安全性向上に向けた取組を推進します。

(5) 救助・救急活動の充実

鉄道事故発生時に迅速かつ適切な対応ができる体制の整備を推進します。

(6) 被害者支援の推進

鉄道事故被害者等に対する情報提供や相談支援の充実を図ります。

(7) 鉄道事故等の原因究明と再発防止

事故原因の調査分析を行い、再発防止対策を推進します。

(8) 研究開発及び調査研究の活用

研究成果や新技術を活用し、鉄道交通の安全性向上を図ります。

【第3章】踏切道における交通の安全

1 現状と今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

踏切事故は発生件数こそ少ないものの、列車と自動車・歩行者等が衝突する重大事故につながるおそれがあります。このため、踏切道の構造改良や保安設備の整備を推進するとともに、道路管理者及び鉄道事業者が連携し、踏切事故の防止と安全で円滑な通行の確保に取り組みます。

2 目標

踏切事故死者数 ゼロ

3 講じようとする施策

- (1) 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進

踏切道の構造改良やバリアフリー化を推進し、安全で円滑な通行環境の確保を図ります。

(2) 踏切道の統廃合の促進

地域の実情を踏まえ、必要に応じて踏切道の統廃合を促進し、踏切事故の防止を図ります。

(3) 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施

踏切保安設備等の整備や必要な交通規制を実施し、踏切道の安全性の向上を図ります。

(4) その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

道路管理者と鉄道事業者が連携し、踏切事故防止に向けた広報啓発や安全対策を推進します。